

○大阪府立大学研究推進機構規程

平成31年4月1日

規程第242号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府立大学学則第7条第1項の規定により設置する大阪府立大学研究推進機構（以下「機構」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、大阪府立大学（以下「本学」という。）が産業・経済・文化・教育に貢献する世界的拠点大学としての役割を担うため、学域又は研究科の枠を越えた分野（部局）横断型研究を推進することにより、本学の研究活動の活性化を図ることを目的とする。

(審議委員会)

第3条 機構及び大阪府立大学及び大阪府立大学高等専門学校の組織に関する規程第9条第5項に規定する組織（以下「各センター」という。）に関する事項を審議するため、機構に大阪府立大学研究推進機構審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

(機構長)

第4条 研究推進機構長（以下「機構長」という。）は、機構の業務を掌理するとともに、本学の研究推進活動業務の総合調整を行う。

(副機構長)

第5条 研究推進機構副機構長（以下「副機構長」という。）は、機構長を補佐し、機構長に支障のあるときは、その職務を代行する。

(機構の事務)

第6条 機構の事務は、研究推進課が行う。

第2章 機構内組織

(21世紀科学研究センター)

第7条 21世紀科学研究センターは、研究グループの自己組織化を促し、学域又は研究科の枠を越えた分野（部局）横断型研究を進めることにより、本学の研究活動の一層の活性化を図り、その成果を社会に還元することを目的とする。

2 21世紀科学研究センターは、次に掲げる研究所群で構成する。

- (1) 学域又は研究科等の担当教員が自発的に運営する研究所
- (2) 戦略的な調査・研究課題を実施するために学長が設置する研究所

3 21世紀科学研究センターの組織及び運営については、別途定める。

(放射線研究センター)

第8条 放射線研究センターは、放射線施設等の管理運営及び放射線、量子線を活用した教育研究を行うとともに、その成果を社会に還元することを目的とする。

2 放射線研究センターの組織及び運営については、別途定める。

(生物資源開発センター)

第9条 生物資源開発センターは、本学と企業が共同で研究を行い、新しい生物生産システムの開発などを推進することを目的とする。

2 生物資源開発センターの組織及び運営については、別途定める。

(植物工場研究センター)

第10条 植物工場研究センターは、植物工場に係る生産コストの縮減、人材の育成などについて取り組み、開発成果を地域に還元することで地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

2 植物工場研究センターの組織及び運営については、別途定める。

(BNCT研究センター)

第11条 BNCT研究センターは、ホウ素中性子捕捉療法(BNCT)の基盤となる新規ホウ素薬剤の開発研究を世界に先駆け推進し、BNCTの高度化と実現を図ることを目的とする。

2 BNCT研究センターの組織及び運営については、別途定める。

(センター長)

第12条 各センターの長は、機構長が推薦する者のうちから学長が任命する。

(審議委員会)

第13条 第3条に規定する審議委員会の委員は、次の者をもって充てる。

(1) 機構長

(2) 副研究科長及び副機構長のうちから学長が指名する者

(3) その他学長が必要と認める者

2 審議委員会は、次の事項を審議するものとする。

(1) 各センターの運営方針、活動計画等の妥当性に関すること。

(2) 機構長から付議された特認教授、特認准教授、特認講師、特認助教、客員教授又は客員准教授の称号付与に関すること。

(3) 機構長から付議された教員人事に関すること。

(4) その他機構及び各センターに関し必要な事項

- 3 審議委員会の議長は、機構長をもって充てるものとする。議長に事故あるときは、機構長があらかじめ指名する者が議長を代行するものとする。
- 4 審議委員会の会議は、議長が招集する。
- 5 審議委員会の庶務は、研究推進課が行う。

第3章 附属施設

第14条 機構の附属施設として、先端科学研究センター及び科学技術共同研究センターを置く。

- 2 前項に規定する附属施設の利用及び管理については、別途定める。

第4章 補則

第15条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。